

「熊本県SDGs登録制度」

申請ガイド

(新規登録用)

熊本県

令和8年（2026年）6月22日

「熊本県SDGs登録制度」申請ガイド

I 目的

熊本県SDGs登録制度は、熊本県内の企業や団体等が、自らの活動とSDGsとの関連性を認識し、SDGsの達成に向けた具体的な取組みを推進することにより、SDGsの普及を促進することを目的とします。

併せて、新たな価値の創造を促し、その取組みの「見える化」による地域の自律的好循環(※)の形成につなげることで、熊本の特性を生かした持続可能な社会と、SDGsを原動力とした地方創生の実現を目指します。

(※) 自律的好循環…企業、地域、地方公共団体、地域金融機関等の多様なステークホルダーが連携し、地域課題の解決に向け、キャッシュフローを生み出し、得られた収益を地域に再投資すること。

[SDGs(エスディージーズ)とは]

SDGsは、「持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals」の略称で、2015年9月に国連サミットで採択された、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなす、2030年までの国際目標です。17のゴール(長期目標)と169のターゲット(中短期目標)で構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、多様性と包摂性のある社会を実現するため、世界各国、日本各地で、達成に向けた取組みが広がっています。

私たち熊本県民も、国際社会の一員として、また、未来世代への責任者として、SDGsの実現に貢献していくことが求められています。



Ⅱ 登録申請

1 登録の対象

熊本県内に事業所等を置く法人、団体又は個人事業主など。ただし、国、地方公共団体は除く。

2 登録の要件

以下の全ての要件に該当するものを対象とします。

- (1) 2030 年の目指す姿や環境・社会・経済の三側面の重点的な取組みを明確に示していること。
- (2) 自らの活動と SDG s の 17 のゴール及び 169 のターゲットとの関連付けがなされていること。
- (3) 県税等租税公課の滞納がないこと。
- (4) 熊本県暴力団排除条例(平成 22 年熊本県条例第 52 号)第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 政党若しくは宗教団体でない者、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがない者。
- (6) その他、公序良俗に反する行為及び重大な法令違反がないこと。

3 登録の申請

令和 8 年度(2026 年度)第 10 期募集期間は以下のとおりです。

●令和 8 年(2026 年) 7 月 6 日(月)～8 月 14 日(金)

申請にあたっては、次の書類を LoGo フォームにより提出してください。
登録料は無料です。

【必要書類】

(1) 熊本県 SDG s 登録申請書(様式第 1 号)

- ・ 2030 年の SDG s 達成に向けた経営方針と目指す姿や、SDG s に関する重点的な取組み及び指標等を記載してください。(記載例及び Q&A を必ずご一読ください。)

(2) SDG s 達成に向けた取組みチェックリスト(様式第 2 号)

- ・ 基本項目は 25 項目すべての項目を、チャレンジ項目は 5 項目以上の項目を満たす必要があり、具体的な取組みを記載してください。(記載例及び Q&A を必ずご一読ください。)

(3) その他知事が必要と認める書類

① 熊本県税に未納がないことの証明書(28 号様式)(※)

- ・ 熊本県税に未納がないことを証明する証明書(発行日から 3 カ月以内のもの)を取得し、提出してください。
- ・ 証明書の取得の際は、交付請求書の「2 証明書の種類及び説明事項」の「(2)未納の税額がないことの証明書」にチェックし、「証明事項」については、「熊本県税」にチェックし申請してください。
- ・ 熊本県税に未納がないことの証明書は、県内各広域本部、各地域振興局、自動車税事務所で受付及び交付を行っています。

※ 県税を一時的に納付・納入できない方のための猶予制度を利用されている方も登録の申請を可能とすることとします。この場合も、「県税に未納がないことの証明書(28号様式)」を提出してください。

②暴力団の排除に係る誓約書兼同意書及び役員一覧表(別紙)

・別紙「暴力団の排除に係る誓約書兼同意書及び役員一覧表」を記載し、提出してください。

※法人格のない事業所・団体等(県外に本社がある支店、営業所等を含む)にあつては、代表者のみ記載してください。

※独立行政法人や公益法人等の場合は、提出不要です。

【申請方法】

○LoGo フォーム

・以下の URL にアクセスし、上記(1)～(3)について、電子データを添付のうえ、申請してください。

URL : <https://logoform.jp/form/x4b6/1627558>

4 登録の実施

申請内容が、登録の要件の全てに該当すると認めるときは、「熊本県SDGs登録事業者」として登録し、登録証を交付します。

令和8年度(2026年度)第10期募集分の登録は、令和8年(2026年)12月頃を予定しています。

5 登録の有効期間

登録の日から3年間とします。

6 登録の更新

登録の有効期間が満了する場合は、登録を更新することができます。その場合は、登録申請時と同様の書類を提出してください。

7 登録の変更及び辞退

県に提出した登録内容に変更がある場合は、熊本県SDGs登録変更届(様式第3号)により、速やかに提出してください。

登録を辞退しようとするときは、熊本県SDGs登録辞退届(様式第4号)を県に提出してください。

Ⅲ 登録のメリット

登録事業者には、次のようなメリットがあります。

(1) SDGsの達成に積極的に取り組む企業等として、県ホームページで熊本県SDGs登録申請書とSDGs達成に向けた取組みチェックリストを掲載するなど、対外的にPRします。

(2) 登録事業者は、オリジナルロゴマークを名刺等に使用することができます。

(3) その他市町村や金融機関等による伴走支援も検討しています。

Ⅳ 注意事項

登録事業者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消します。

(1) 虚偽又は不正の手段により登録したことが判明した場合

(2) 法令に違反する重大な事案が発生した場合

- (3) S D G s の達成に資する活動について、実態がないことが判明した場合
- (4) その他、登録事業者として適当でないと認める場合

V 熊本県S D G s 登録制度に関するお問い合わせ先

肥銀オフィスビジネス株式会社

TEL：096-352-2003（平日：8時30分～16時30分、12月29日～1月3日は除く）

Mail：hobsdgs@higobank.co.jp

※本ガイドは随時更新していきます。